

●規程改正の概要

要 旨	高度な専門性が求められる医療事務補助の業務に鑑み、「地方独立行政法人山梨県立病院機構臨時職員等就業規則」の一部改正を行う。
内 容	<p>地方独立行政法人山梨県立病院機構臨時職員等就業規則の一部改正 (規程第4号)</p> <p>高度な専門性が求められる病棟クラーク業務に従事する医療事務補助職員に対し、手当相当額を支給する。(別表3関係)</p> <p>1 対象職員 病棟クラーク業務を行う医療事務補助職員</p> <p>2 支給額 業務に従事した日1日につき、500円</p>
施行期日	平成28年4月1日から施行する。

臨時職員等就業規則 新旧対照表

新

別表3 (第17条関係)

1 基準賃金

職歴・学歴	基礎号給	給料月額	日額単価 (基礎号給/21)
事務補助	高校卒	略	略
医療事務補助	短大卒	略	略
技術補助	大学卒	略	略
	業務補助	略	略

※1 略

※2 医療事務補助職員が病棟クラーク業務に従事した場合、500円を上乗せする。なお、特別賃金の算定においては、上乗せ分は算定の基礎としない。

2～5 略

旧

別表3 (第17条関係)

1 基準賃金

職歴・学歴	基礎号給	給料月額	日額単価 (基礎号給/21)
事務補助	高校卒	略	略
医療事務補助	短大卒	略	略
技術補助	大学卒	略	略
	業務補助	略	略

※ 略

職歴・学歴	基礎号給	給料月額	日額単価 (基礎号給/21)
事務補助	高校卒	略	略
医療事務補助	短大卒	略	略
技術補助	大学卒	略	略
	業務補助	略	略

2～5 略